

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西脇市は、予防接種に関する事務での特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

兵庫県西脇市長

## 公表日

令和5年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>個人情報ファイルは、以下の場合に取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 予防接種業務の運営・管理</li><li>2 接種対象者への個別通知</li><li>3 住民への情報提供及び相談</li><li>4 健康被害救済</li><li>5 予防接種台帳の作成・管理</li></ol> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。</li><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul> <p>(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、申請者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)や番号連携サーバから当該申請者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康管理システム</li><li>・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</li><li>・中間サーバ</li><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
・健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</li><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項、17項、18項及び19項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西脇市 健幸都市推進課
②所属長の役職名	健幸都市推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1 西脇市役所 健幸都市推進課 電話:0795-22-3111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1 西脇市役所 健幸都市推進課 電話:0795-22-3111(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	II. しきい値	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	IV. リスク対策		新規	事後	
令和3年2月16日	I. 1. ②事務の概要	予防接種法に基づき	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき	事後	
令和3年2月16日	I. 3. 個人番号の利用	別表第一の10の項	別表第一の10の項及び93の2の項	事後	
令和3年2月16日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第13条	番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条	事後	
令和3年7月5日	I. 1. ②事務の概要	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	・ワクチン接種記録システム(VRS)利用に伴う追記 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する追記
令和3年7月5日	I. 1. ③システムの名称	追加	・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)利用に伴う変更
令和3年7月5日	I. 3個人番号の利用 法令上の根拠	追加	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第1号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)利用に伴う変更
令和3年7月5日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の17、18及び19の項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の17、18及び19の項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の17、18及び19の項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条	事前	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年7月5日	I. 7. 請求先	兵庫県西脇市郷瀬町605	兵庫県西脇市下戸田128番地の1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和3年7月5日	I. 8. 連絡先	兵庫県西脇市郷瀬町605	兵庫県西脇市下戸田128番地の1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和3年12月24日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の17、18及び19の項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の17、18及び19の項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項、17項、18項及び19項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条	事後	令和3年7月5日変更分の修正
令和4年4月1日	I. 5. 担当部署	健康課	健幸都市推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	I. 7. 請求先	健康課	健幸都市推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	I. 8. 連絡先	健康課	健幸都市推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年6月23日	I. 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第1号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	令和3年7月5日変更分の修正
令和4年10月11日	I. 1. ②事務の概要	追加	公金受取口座情報取得に関する記述を追加	事前	
令和5年3月2日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項、17項、18項及び19項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号 別表第二の16の2項、16の3項、17項、18項及び19項 番号法別表第二の115の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	事後	